

福祉現場の今を読み解く

第5回 障害のある人の「地域」での生活は保障されているのか？



佛教大学
田中智子

たなかともこ／専門は障害者家族に生じる生活問題、ケアに関する理論的考察。著書に『障害者家族の老いる権利』(全障研出版部)など。



今回は、いわゆる「地域」での生活を位置づけられているグループホーム（以下GH）や一人暮らしのあり方について考えていきたいと思います。

グループホームは終の棲家になるのか？

GHは、近年、急激に量的拡大を遂げている事業です。そして、実際に当事者や家族からも将来の暮らしの場として期待されている場です。

実際に、成人期の生活を花開かせるような豊かな実践が各地で展開されています。それまで家族に管理されていた時間やお金を自分の手にし、支援者や入居者とさまざまなチャンレンジを重ね、時には失敗も体験しながら「これが私らしい

暮らしだ！」という実感の伴う生活を築いていく実践は本当にダイナミックです。このようなことを進めるために小集団の安定的な人間関係があるというのは、大きなメリットです。また、家族にとつても、支援者との顔が見える関係の中で、子離れを実感していけることは非常に重要なことです。

一方で、入所施設の抑制政策の下、GH以外の暮らしの場の選択肢が限られており、行動障害や医療的ケアなど濃密な支援が必要な人、高齢化した人、子育てしたい人、病院や刑務所から地域生活に移行したい人など多様な支援ニーズをもつ人が混在しています。もちろん多様な人が一緒に暮らすことは、インクルーシ

で働く多くの人は、非正規雇用です。そのため、職員間での引継ぎや研修を受ける機会なども不十分なまま支援に当たらぬといけません。そのため、一部の現場では、支援がマニュアルに書かれているものに限定されたり、個人の要望が見過ごされたりということも生じています。ハーフ面が保障されていないGHでは、個人のスペースは寝室である部屋だけでトイレや風呂、水回りなどは共有です。そのため順番や使い方、何を食べるかなど日常の些細なことでのトラブルもしばしばあります。また、家賃補助は、国による一律1万円以外は各自治体に委ねられており、自治体の家賃補助がどれほど上積みされるかで随分とハーフ面がちがうと感じます。障害を理由として生活音が大きくなってしまう、人間関係の構築がむずかしいなどの場合は、ハーフ面の整備によつてかなり助けられると思います。障害に対する合理的配慮が住環境にも必要ですし、なにより部屋ではなく家であることが最低限必要です。

障害の重度化、高齢化 前述したように現在のGHには、障害の重い方、高齢になり介護度が上がった方も暮らしており、なかにはターミナル期や看取りの実

践もされています。もちろん本人が慣れ親しんだ環境で最期を迎えるという選択肢があるのは良いと思いますが、それを支えるハーフ面や人員体制は不十分で、職員の善意を当てにしている状況です。

當利目的の企業の参入 さらに問題なのは、利益を追求するために参入してきた事業所においては、人権侵害の事例も散見されることです。このような事業所の中には、重度の障害や医療的ケアにも対応可能というふれこみのところもありますが、実態は当事者の方が放置されたり、不要な薬でコントロールされたりという劣悪な環境におかれていることも少なくありません。このような状況が生まれる背景には、「暮らし」に対する社会全体の哲学の欠如と、人間の暮らしや生活が市場化されたサービスによって支えられている問題があります。このような報に接するたび、社会的ミッションをもたない事業者を選別する仕組みが必要だと思います。

以上のような状況において、グループホームはどのような状態になつても安心して暮らし続ける「終の棲家」とは言えない現実があります。一方で、地域では支援ニーズが高い方が、一人暮らしにチャレンジされることも多くなってきました。暮らしの選択肢が広がることは、非常に重要ですが、これも支える制度は十分ではない中で、支援者の確保や継続性に苦労している事例も多く聞くようになりました。どこで誰と暮らすかを決めることは個人の自由であり権利です。しかし、それを支える制度が不十分な中で、結果が自己責任になつてしまつて現状は問題にされるべきです。

日中支援型、通過型の登場 もちろんこれらが一概に問題ではありません。日中支援型は加齢や介護度の上昇を理由に日中事業所に通うことがむずかしくなった人が、穏やかな生活を送る上で非常に重